

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を平成15年7月8日は31万円、同年12月22日は28万円、16年7月9日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月9日

私がA社で勤務していた期間のうち、平成15年7月8日、同年12月22日及び16年7月9日についても賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、ねんきん定期便を見ると、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、B銀行から提出のあった申立人に係る現金元帳によると、A社から申立期間①は25万7,627円、申立期間②は23万2,696円及び申立期間③は21万6,075円の賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間③について、C市役所から提出のあった申立人に係る平成17年度市民税・県民税課税回答書における平成16年分の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、A社に係る賞与明細書又は賃金台帳のいずれかを確認できる元同僚8人（申立人と同一部署の元同僚を含む。）について、当該賞与明細書又は賃金台帳によると、8人とも、申立期間①、②及び③において、賞与支給額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、平成 17 年度市民税・県民税課税回答書、現金元帳において確認できる賞与振込額並びに上記元同僚 8 人の賞与明細及び貸金台帳から試算した厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 8 日は 31 万円、同年 12 月 22 日は 28 万円、16 年 7 月 9 日は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和35年3月1日に入社し、平成8年5月31日までの期間継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録を見ると、昭和40年3月31日から同年4月1日までの期間に係る被保険者記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供のあった申立人に係る社内経歴及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和43年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和29年4月10日から平成6年3月31日までの期間、A社（後のD社及びE社）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出のあった申立人に係る従業員台帳及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社C支店には勤務していないが、同社F営業所の開店準備のため、昭和33年5月頃に同社G支店から同社F営業所に転勤となった。」と供述しており、前述の従業員台帳によると、申立人は、同年同月14日から同社同営業所において勤務していることが確認できるところ、オンライン記録によると、同社同営業所は同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立人の同保険の被保険者記録は同社C支店に係るものであることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社F営業所に勤務しながら、同社C支店

の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同社F営業所が適用事業所となったことに伴い、申立人の被保険者資格が同社同営業所に移されたこと認められ、同社C支店における被保険者資格喪失日を同社F営業所が適用事業所となった昭和33年7月1日とすべきところを誤って同年6月30日とされたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年5月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類が保存されておらず不明であるとしているが、A社F営業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和33年7月1日に同社同営業所における被保険者資格を取得した申立人の元同僚8人は、申立人と同じ同年6月30日に同社C支店における被保険者資格を喪失していることが確認できる上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、前述の申立人に係る従業員台帳及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、D社に継続して勤務し（昭和43年5月1日に同社から同社H支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和43年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和28年3月にA社に入社し、同年8月1日付で、C工場からD工場に転勤した。この間、継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年8月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和28年6月の社会保険出張所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和28年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

私は、昭和23年にA社に入社し、36年6月に同社C出張所に転勤となり44年12月まで勤務した後、51年に同社を退社したが、この間継続して勤務した。同出張所勤務中に取締役になり、43年には20年勤続表彰も受けたにもかかわらず、同出張所勤務中の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C出張所における申立期間当時の庶務担当である元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社同出張所において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和36年6月にA社C出張所に転勤し、44年12月まで、同社同出張所（43年6月1日からC支店）に勤務した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、同社同出張所は39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立人の被保険者記録は同社B営業所に係るものであることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社C出張所に勤務しながら、同社B営業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同社C出張所が適用事業所となったことに伴い、申立人の被保険者資格が同社同出張所に移されたと認められ、同社B営業所における被保険者資格喪失日を同社C出張所が適用事業所となった昭和39年11月1日とすべきところを誤って同年10月25日とされたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年10月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 4797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に昭和36年3月5日に入社し、平成11年6月10日に退職するまでの期間勤務したが、B社の出店準備のため、C県に異動した昭和43年5月21日から同年8月13日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社における元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年8月13日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月29日から同年5月1日まで

私の夫は、昭和33年3月15日にA社に入社し、37年10月31日に同社を退職するまで継続して勤務したが、同社B支店に異動した申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった従業員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和33年5月1日に同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年3月の社会保険出張所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から 52 年 2 月 28 日まで
国の年金記録では、私の A 社における厚生年金保険被保険者記録は無いとされているが、申立期間において、同社で B 職として勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の元事業主は、「大勢の従業員を雇用していたので申立人のことは記憶に無い。申立期間における資料及び記録は廃棄した。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

また、A 社の元事務担当者は、「全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうか不明である。しかし、同保険に加入していない従業員の給与から同保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 25 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社がB支店を開設した昭和 51 年 4 月 1 日に同社に入社し、C職として勤務した。53 年 12 月 1 日に退職するまでの間、途中で休職したことは無く、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 51 年 4 月 1 日からA社に勤務し、53 年 12 月 1 日まで厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社が保管する人事記録によると、申立人の退職日は昭和 52 年 8 月 20 日であることが確認できる上、当該退職日は、同社における申立人の雇用保険被保険者記録の離職日と一致していることから、申立期間①及び②における申立人の勤務実態について確認できない。

また、申立人が保管するA社に係る昭和 52 年 8 月分の給与支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同社は、「厚生年金保険料は翌月控除である。申立期間①に係る同保険料を申立人の給与から控除していない。」と回答していることから、当該明細書で控除されている同保険料は同年 7 月分の同保険料であると考えられる上、申立人は同年 9 月分以降の給与支払明細書を保管していないため、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 一方、オンライン記録によると、申立人はD社(現在は、E社)において、昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53 年 10 月 25

日に同資格を喪失していることが確認できるところ、A社（B支店）の元従業員は、「申立人は、同支店退職後、代理店に勤務したと思う。D社は、同支店の代理店である。」と証言している。

また、E社の事業主は、「申立人に仕事を手伝ってもらった記憶はある。」と証言しているものの、申立期間①及び②におけるA社又はD社での申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入の有無について証言を得ることができない。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 22 日から 45 年 10 月 16 日まで

私は、昭和 45 年 10 月に結婚のため退職し、同年 11 月に結婚式を挙げ、A 県から主人の勤務先の B 県に近い C 市で生活を始めた。私の厚生年金保険の記録では、申立期間に係る脱退手当金が 46 年 4 月 23 日に支払われたことになっているが、受給した記憶は無いため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 46 年 4 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 28 日から同年 11 月 7 日まで

A社が事業を休止することになった時に、下請会社であったB社の社長が私を雇ってくれることになり、同社に勤務することになった。同社の社長からは厚生年金保険に加入していると聞き、保険料も控除されていたが、未加入となっているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間にB社に勤務し、給与から厚生年金保険料の控除をされていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、39 年 9 月 1 日に同保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、B社に係る商業登記簿謄本により、現在の事業主を把握し、当該事業主に申立人について照会したところ、同事業主は、「会社は当時、C業を事業としていたが、30 年前に廃業しており、今は、D業を私一人で行っている。申立人の厚生年金保険の加入状況については、当時の資料の保管は無く、不明である。元事業主である父から、会社が厚生年金保険に加入した期間は7年ぐらいと聞いており、私が知る限り30年前から現在に至るまで、会社は厚生年金保険に加入していないし、それ以前に関しても、父から聞いた約7年間のほかは同保険に加入していないと思う。」と回答している。

さらに、元事業主は既に死亡している上、申立人は当時の元同僚の氏名について記憶しておらず、それらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。